

※消えるペンを使用しないでください

離婚届

午前 午後 時 分 受付

令和 年 月 日 届出

《記入例(新様式)》

香川県丸亀市長 殿

【枠外に署名】
本人自署

丸亀太郎

丸亀花子

令和 年 月 日
午前 午後 時 分 受領

夫 免 綜 マ その他 無

婚姻前 有 無

妻 免 綜 マ その他 無

未成年 有 無

使者 免 綜 マ その他 無

確認 通知

- 新本籍確認済
- 新本籍の表示は 街区符号
- 住所確認済
- 父母氏名確認済

未成年の子がいる場合、夫婦それぞれチェックしてください。
チェックがないと受付できない場合があります。

住所を定めた年月日
夫 年 月 日
妻 年 月 日

連絡先
夫 電話 080 (0000) 0000
妻 電話 090 (0000) 0000

届出書に不備がある場合に問い合わせさせていただきますので、
(昼間連絡のできる場所を書いてください)

受理 第 号	令和 年 月 日					
通知(送付) 第 号	令和 年 月 日					
香籍調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

(1) 氏名	夫 マルガメ タロウ 丸亀 太郎	妻 マルガメ ハナコ 丸亀 花子
生年月日	昭和・平成 5 年 1 月 1 日	昭和・平成 6 年 2 月 2 日
住所	香川県丸亀市大手町 二丁目4番21号 丸亀マンション 102号室	香川県丸亀市大手町 二丁目4番21号 丸亀マンション 102号室
(2) 本籍	香川県丸亀市飯野町東二 100 番地	
父母及び養父母の氏名	夫の父 丸亀 義博 母 智恵子	妻の父 京極 隆文 母 幸子
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停令和 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 審判令和 年 月 日確定	
婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input checked="" type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input type="checkbox"/> 同日戸籍法77条の2届出 <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	
未成年の子の氏名	香川県丸亀市郡家町2000 番地 京極 花子 丸亀 祐樹 丸亀 結衣	
親権者の指定	父母双方が親権を行う子 父(夫)が親権を行う子 母(妻)が親権を行う子	
協賛離婚	<input checked="" type="checkbox"/> 協賛離婚 <input type="checkbox"/> 調停令和 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 審判令和 年 月 日確定	

【重要】旧姓に戻らない場合
年 月 日 確定

離婚届を提出するだけでは、
子どもの戸籍は異動しません。
子どもの戸籍につきましては、
窓口でご相談ください。

(6) 同居の期間	平成 30 年 4 月 から 令和 8 年 4 月 まで
(7) 別居する前の住居	香川県丸亀市大手町二丁目 4 番 21 号
(8) 別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁を除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の従業員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)
(9) 夫妻の職業	夫の職業 妻の職業
(10) 届出人署名	夫 丸亀 太郎 印 妻 丸亀 花子 印

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署名 (※押印は任意)	甲野 義雄 印 乙川 弘子 印
生年月日	昭和・平成 51 年 5 月 5 日 昭和・平成 60 年 12 月 25 日
住所	香川県丸亀市綾歌町 栗熊西1638番地 香川県丸亀市飯山町 川原1114番地1
本籍	香川県丸亀市本島町 泊 506 番地 香川県丸亀市広島町 江の浦 373 番地

□には、あてはまるものに○のようにしるしをつけてください。
今後は離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります)。
同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。
届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

離婚後の子育ての分担について

取決めをしている。 □まだ、決めていない。
子育ての分担：子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項(例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など)の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

親子交流について

取決めをしている。 □まだ、決めていない。
親子交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

養育費の分担について

取決めをしている。 □まだ、決めていない。 ※未成年の子については、取決めをしていなくても暫定的に養育費を請求することができる制度があります。
養育費：経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

父母が離婚するときは、親子交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。
詳しくは、各市区町村の窓口において配布している法務省パンフレットをご覧ください。親権に関する説明や、子育ての分担、親子交流及び養育費等、離婚をするときに取り決めておくべきことをまとめた情報を法務省ウェブサイト内にも掲載しています。

法務省 離婚 法務省パンフレット 法務省の解説動画

日本司法支援センター(法テラス)では、親子交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。
【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp

◎署名は必ず本人が自署してください